

ID: 0433

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	入館料の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	長門市金子みすゞ記念館条例 第8条
例 規 番 号	平成17年条例第168号

【根拠条文】

(入館料)

第8条 記念館に入館しようとする者は、別表に掲げる基準額に相当する額の入館料を支払わなければならない。

フォームの始まり

別表(第8条、第14条関係)

区分		基準額 (円)
入館料	個人 (1人1回につき)	一般 350
		高校生以下の者 150
	団体 (1人につき1回)	一般 300
		高校生以下の者 100
	共通券 (1人1回につき)	一般 700
		高校生以下の者 300

備考

- 1 未就学児は、無料とする。
- 2 長門市民は、無料とする。
- 3 団体とは、20人以上のものをいう。
- 4 共通券（個人がくじら資料館入館料、金子みすゞ記念館入館料、村田清風記念館観覧料及び香月泰男美術館常設展示観覧料を同時に支払う場合をいう。）は、当該共通券で1回限り全施設に入場し、観覧することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

指定管理者制度による利用料金制を導入しているため適用なし

設 定 年 月 日	平成27年5月7日	最終変更年月日	令和3年10月1日
-----------	-----------	---------	-----------